

第 4 2 号議案

足立区総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 2 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例
足立区総合スポーツセンター条例（昭和 5 3 年足立区条例第 5 0 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 総合体育館施設の使用料の部（ 2 ） 個人使用の項中

「

エアライフ ル場	一般	1 回 5 0 0 円
スポーツサ ウナ		1 回 6 0 0 円

」を

「

エアライフ ル場	一般	1 回 5 0 0 円
-------------	----	-------------

」に

改め、同項備考 1 中「及びスポーツサウナ」を削る。

付 則

この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

スポーツサウナを廃止する必要があるので、この条例案を提出いたします。